

各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
(コード番号：8729 東証第一部)

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の100%子会社であるソニー生命保険株式会社が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせします。

記

ソニー生命保険株式会社 プレスリリース (添付)

【診断書代行取得サービスの開始について ～より多くのお客さまへ適切に保険金・給付金をお届けするために～】

以上

【お問合せ先】

ソニー生命保険株式会社 広報部広報課 (電話：03-5290-6228)

平成 29 年 9 月 20 日
ソニー生命保険株式会社

診断書代行取得サービスの開始について ～より多くのお客さまへ適切に保険金・給付金をお届けするために～

ソニー生命保険株式会社(社長 萩本 友男)は、平成 29 年 9 月 19 日より「診断書代行取得サービス」を開始しました。当社は、「日本中のお客さまを一生お守りする」という思いのもと、これからもお客さまの期待にお応えするサービスの提供に努めてまいります。

■はじめに

保険金・給付金をご請求いただく際には、医療機関が発行する診断書(以下、診断書という)が必要^{※1}です。診断書は通常、お客さまが医療機関で取得されますが、体調の問題などにより医療機関を訪問することができず、診断書を取得できないために、保険金・給付金の請求を長期間できないケースなどがありました。

そこで、請求手続に必要な書類を準備いただく負担を軽減するため、「要介護」または「身体障がい」の認定を受けたお客さまを対象として、保険金・給付金をご請求いただく際に必要となる診断書を、当社がお客さまの代わりに取得するサービスを開始しました。

^{※1} 一部例外を除く。

■サービスの概要

保険金・給付金の請求において、お客さまが当サービスの利用をご要望された場合、当社の委託会社が医療機関に診断書の発行を依頼し、取得します。



- サービスを利用できるのは、請求者(もしくは被保険者)であるお客さまが「要介護」または「身体障がい」の認定を受けている場合です。
- サービスの利用料金は発生しません^{※2}。
^{※2} ただし、医療機関へ支払う診断書代金は、お客さまのご負担となります。

以上